○京都薬科大学大学院履修規程

（課程の履修）

第１条　この規程は、京都薬科大学大学院学則（以下「学則」という。）第28条及び第31条の規定に基づき、授業科目の履修に関する詳細を定める。

（授業科目と単位数）

第２条　授業科目、単位数及び配当年次は、この規程の別表１及び別表２に示すとおりとする。

第３条　授業科目は、前期及び後期をそれぞれ前半及び後半に分けて配当することがある。

第４条　授業科目の種類、時間及び担当教員は学期の始めに公示する。ただし、特別授業、総合薬学セミナー等は、その都度これを定める。

（総合薬学セミナー~~等~~の履修）

第５条　（削除）

２　薬科学専攻博士後期課程の総合薬学セミナーは、原則として２年次に行い、必修とする。

３　薬学専攻博士課程の総合薬学セミナーは、原則として３年次に行い、必修とする。

（選択科目の履修）

第６条　履修する選択科目は、所定の期間内に所定の方法により、登録しなければならない。なお、履修登録後の選択科目の追加や変更は原則として認めない。

２　履修登録していない選択科目については、受講及び受験できない。

３　次の各号に掲げる大学院教育プランを選択する学生は、別表１に基づいて選択科目を履修しなければならない。なお、大学院教育プランに関する設置目的及び履修方法等については、別に定める。

(1)　次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

第７条　授業科目の種類によって学修人員を制限する必要があるときは、適当な方法により許容人員を定めることがある。

（修了要件）

第８条　（削除）

第８条の２　学則第33条の２に規定された博士課程の修了要件の32単位以上の修得要件は、課題研究20単位及び薬学研究演習４単位のほか、研究倫理特論（必修）を含む特論６単位以上及び総合薬学セミナー２単位の計32単位とする。

（試験の種類）

第９条　試験は定期試験、臨時試験、追試験及び再試験に分ける。

２　試験の期日、方法等については、授業科目担当者が定める。

３　授業実施時間の３分の２以上出席しない者は、定期試験を受験できない場合がある。

（追試験）

第10条　追試験は定期試験を受験できなかった場合に、次の各号の一に該当する者に対し、本人からの願出により、許可を得た者について行う。

(1)　病気により欠席した者

(2)　１親等及び２親等の親族並びに配偶者の死亡により欠席した者

(3)　罹災のため欠席した者

(4)　交通機関のストライキ及び事故で欠席した者

(5)　就職試験を受験するために欠席した者

(6)　学会に出席するために欠席した者

２　追試験を受けようとする者は、教務課へ連絡のうえ、受験できなかった授業科目の試験日（病気等で受験できなかったときは、その最終の日）を含めて８日以内に次の各号の一に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

(1)　医師の診断書

(2)　死亡に関する公的証明書

(3)　罹災を証明する関係機関の証明書

(4)　交通機関の証明書

(5)　受験先の証明書又は通知書

(6)　学会のプログラムまたは関係箇所の写し

３　追試験は、当該科目の試験日から原則として２週間以内に行う。

４　追試験の成績は、最高点を100点とし、60点未満を不合格とする。

（再試験）

第11条　再試験は、特論講義の必修科目についてのみ実施することがある。

２　再試験を受験する者は、所定の期日内に再試験受験申請を行わなければならない。申請のない場合には、その授業科目は放棄したものとみなし、以後の試験を受験することができない。

３　再試験の成績は、学則第35条の規定にかかわらず、最高点を60点とし、60点未満を不合格とする。

４　再試験受験料は１科目につき2,000円とする。なお、再試験受験申請期限後の受験料は、１科目につき3,000円とする。受験料支払い後の返金は、原則として行わない。

（後期入学者の履修及び学年）

第12条　学則第21条の規定により後期の始めに入学を許可された者の学年は、後期から履修を開始し、翌年度前期末までを１学年とする。

附　則

（略）

附　則

１　この規程（一部改正）は、2012年４月１日から施行する。

２　2011年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程（一部改正）は、2015年４月１日から施行する。

附　則

この規程（一部改正）は、2016年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（一部改正）は、2017年４月１日から施行する。

２　2016年度以前の入学生については、改正後の第６条及び第８条第１号、第８条の２の規定並びに別表１及び別表２にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規程（一部改正）は、2017年10月１日から施行する。

２　研究科薬学専攻がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コースに在籍する学生については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程（一部改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（一部改正）は、2022年４月１日から施行する。

２　研究科薬学専攻個別化がん薬物療法を専門とする薬剤師養成コースに在籍する学生については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規程（一部改正）は、2024年４月１日から施行する。

２　2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第６条第３項第１

号「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」を選択する場合の授業科目については、改正後の別表１を適用する。

附　則

１　この規程（一部改正）は、2025年４月１日から施行する。

別表１

（薬学専攻授業科目一覧）

授業科目	区分	博士課程 右記以外 配当年次及び単位数 1～4年次	区分	博士課程 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン 配当年次及び単位数 1～4年次
創薬科学特論1	○	1	○	1
創薬科学特論2	○	1	●	1
生命分子科学特論1	○	1	○	1
生命分子科学特論2	○	1	○	1
病因病態分析学特論	○	1	○	1
分子病態学特論1	○	1	○	1
分子病態学特論2	○	1	○	1
投与設計薬学特論1	○	1	○	1
投与設計薬学特論2	○	1	○	1
臨床薬学特論	○	1	○	1
医薬品評価科学特論	○	1	●	1
感染制御学特論	○	1	○	1
研究倫理特論	●	1	●	1
総合薬学セミナー	●	2	●	2
薬学研究演習	●	4	●	4
課題研究	●	20	●	20

（備考）

１．●印は必修科目、○印は選択科目を示す。

２．授業科目名における「１」は基礎の科目、「２」は応用の科目を示す。

別表２

（薬科学専攻授業科目一覧）

授業科目	区分	（削除）		博士後期課程
		（削除）		配当年次及び単位数
		（削除）	（削除）	1～3年次
（削除）	（削除）	（削除）		
（削除）	（削除）	（削除）		
（削除）	（削除）	（削除）		
（削除）	（削除）	（削除）		
（削除）	（削除）	（削除）		
（削除）	（削除）	（削除）		
研究倫理特論	●	（削除）		1
（削除）	（削除）		（削除）	
（削除）	（削除）	（削除）		
（削除）	（削除）	（削除）		
総合薬学セミナー	●			2
薬科学研究	●			4
薬科学研究演習	●			4

（備考）

１．●印は必修科目を示す。